

第3章 地域共生社会実現のための施策

基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

1-（1） 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備

（視点）

地域住民が自らの生活上の課題を解決するに当たっては、どのような場合に、どのようなサービスを、どこで受けることができるのか、といった情報を入手したうえで、サービスを的確に取捨選択することが重要です。また、情報提供に当たっては、生活上の課題を整理するための支援やサービス選択に当たっての助言など相談機能が充実していることが必要です。このため、一人ひとりのニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、様々な媒体を活用して効果的な情報提供を行っていく必要があります。

1-（1）-① 身近な相談窓口の充実

核家族化の進行や単身世帯・高齢世帯の増加などを背景に、児童虐待、配偶者同士の暴力、高齢者介護に係る虐待など、それぞれの家庭の抱える問題について早い段階から関わり、気軽に相談できる体制づくりが求められています。

しかも、支援を要する人にとって、どこに相談すればよいか分かりにくいことから、相談窓口は重層的に整備されていることが重要であり、さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供につながっていくよう、分野を超えた相談機関相互、あるいは相談機関とサービス機関の連携が取られていることが大切です。

とりわけ、少子化対策や児童虐待防止・DV防止対策などの観点から、子育てに対する支援や家庭内暴力などに関する相談機能を充実させていく必要があります。

こうしたことから、民生委員・児童委員や市町村など、身近な相談窓口の果たす役割が、今後ますます大きくなっていくものと考えられます。

（施策展開の方向）

- 地域住民に最も身近な立場で相談支援活動を行う民生委員・児童委員活動の一層の周知を図っていきます。
- 要保護児童などの支援については、要保護児童対策地域協議会などに主任児童委員、民生委員・児童委員が構成員として参画している市町村もありますが、さらに積極的な関与と連携が図られる

よう市町村へ働きかけを行います。

- 全市町村に妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制づくりを進めます。
- 障がい者に関する相談については、市町村において実施する障がい者相談支援事業の強化を図るため、県においてアドバイザー派遣や研修会などを実施します。
- 研修などを通じて相談業務従事者の対応能力の向上に努めるとともに、専門的な相談機関への「つなぎ」が適切に行えるよう相互の連携に一層配慮していきます。

1-（1）-② 専門相談機関の充実および連携促進

高度の専門性を有する事案についての的確に相談対応できる専門相談機関の充実も、あわせて重要な課題です。さらに、これらの専門相談機関相互の連携や地域における身近な相談機関との連携を図っていくことが、今後ますます重要になってきます。とりわけ、児童相談所における児童虐待および女性相談センターにおける配偶者等暴力、性暴力被害への相談支援体制の強化など、新たな課題への適切な対応が求められています。

（施策展開の方向）

- 県の各種専門相談機関（保健所、児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センターなど）の各種職員研修を通じた専門性の向上などにより、その機能の充実を図ります。
とりわけ、児童相談所においては、心理職や児童福祉司の任用資格保持者の配置に努め、専門性の向上を図ります。また、心と体の相談センターにおいては、精神保健福祉センターとしての専門相談、高次脳機能障がいの相談支援、自死対策専門相談員の配置などにより、専門的な相談への対応の充実を図ります。
- 専門相談機関と地域における相談機関との重層的なネットワークを構築し、一貫した支援体制が構築できるよう努めます。
また、市町村における要保護児童対策地域協議会の運営支援や連携に努めるとともに、県内7圏域で女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、連携の強化に努めます。
- しまね難病相談支援センターで、難病患者などの療養、日常生活、福祉サービス、就労などの相談に応じるとともに、専門医による相談を県内を巡回して行い、身近な地域での専門的相談体制を確保します。また、保健・医療・福祉などの地域支援者への研修を実施し、難病患者の特性への理解を深め、相談支援機能の強化を図ります。
- 高齢者に関する医療や介護、福祉の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に向け市町村（保険者）の取り組みを支援します。
- 母子家庭等就業・自立支援センターで、ひとり親家庭などの就業支援や養育費をはじめ生活全般

の相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員や市町村職員などに対して実践的な研修を実施し、相談機能の強化を図ります。

- 女性相談センターに設置した「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」において、医療的支援・臨床心理士によるカウンセリング・法的支援など被害者に寄り添った支援を行います。
- ひきこもり状態にある人や家族などへの支援を行うための中核組織として島根県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり相談や関係機関のネットワーク構築などの支援策を推進します。
- 慢性疾患児童等地域支援協議会・医療的ケア児支援連絡協議会を開催し、関係機関の連携を強化するとともに、医療的ケア児に対する各種サービスや支援を総合調整するコーディネーターを育成します。

1- (1) -③ 様々な媒体を活用した情報提供の推進

サービスの利用や事業者の選択に当たっては、利用可能なサービスに関する情報が分かりやすく提供されることが必要であり、また、情報の受け手である住民も様々な状況にあることから、多様な方法による情報提供が求められています。

(施策展開の方向)

- 県ホームページなどインターネットを活用した情報提供を一層充実させるとともに、誰にでも分かりやすい内容とするよう努めていきます。
- 広報誌など「紙」による情報提供にも引き続き取り組むとともに、地域のネットワークなど日常的な交流を通じた情報提供の仕組みも活用していきます。

子どもの各種相談窓口については、保育所や学校に在籍するすべての児童、生徒および医療機関に相談窓口を記載したカードを配布します。また、DVについては、相談カードの配置場所の拡大に努めます。

- 県民の方々からの要望に応じて県職員が出向き、行政説明や意見交換を行う「しまね出前講座」において、福祉・健康など身近なテーマについての情報提供を行います。

図1 電話相談カード



1 - (1) -④ 事業者による情報の提供

行政による情報提供を県ホームページを活用して行うとともに、事業者も透明性を高め、提供する福祉サービスの内容や提供体制を適切に利用者に情報提供することも、利用者のサービス選択の自由度を高める見地から重要な取り組みです。このことから、社会福祉法においても、事業者が必要な情報を積極的に提供するよう求められているところです。

(施策展開の方向)

- 事業者による適切な情報提供が行われるよう啓発・指導します。
- 利用者のサービス選択のための情報を提供する「福祉サービス第三者評価」への取り組みを進めます。
- 社会福祉法人の指導・監査結果について、文書指摘内容および改善状況について毎年度県ホームページにおいて公表します。

1- (2) 支援を必要とする人を支える体制の整備

(視点)

地域には様々な課題を抱えた住民が生活しています。しかし、抱えている課題が複雑化・多様化していたり、地域とのつながりが希薄化していたりするため、外部に支援を求めることが困難で、必要な支援やサービスにつながりにくくなっている人もいます。

そういった人たちを早期に発見し、必要な支援やサービスに結び付けていくためには、関係機関によるネットワークの構築や地域住民の支え合いなど、地域全体で支えていく仕組みが必要です。

1- (2) -① 地域ネットワークの構築を通じた自死対策の促進

本県では年間およそ100人の自死者があり、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は全国平均となっています。特に、男性の働き盛り世代と高齢者の自殺死亡率の割合が高くなっています。

地域全体で自死予防の意識高揚を図るなど、地域ネットワークの構築を通じて自死対策への取り組みを強化することが喫緊の課題です。

(施策展開の方向)

- 本県における総合的な自死対策の指針として平成30（2018）年に策定した「島根県自死対策総合計画」に基づき、自死対策を推進します。
- 県内の関係機関や団体で構成する「島根県自死総合対策連絡協議会」を開催し、連携の強化に努めます。
- 地域全体で自死予防の意識高揚を図り、地域の実情に応じた継続的な取り組みを推進するため、圏域ごとに市町村など関係機関や団体で構成する「圏域自死予防対策連絡会」を設置し、保健所が中心となって地域のネットワークを構築していきます。
- 児童生徒が命の尊さを学ぶ教育などの充実や、心の健康についての普及啓発の推進などを通じて県民一人ひとりの気づきと見守りを促します。
- 市町村や自死遺族の会など、関係機関・関係団体との連携を深め、自死予防の観点にとどまらず、総合的に各種施策を推進していきます。

1- (2) -② 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27（2015）年に施行されました。

この法律では、福祉事務所を設置する自治体（本県ではすべての市町村）が、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援などを行う事業）と、「住居確保給付金」（離職などにより住宅を失った生活困窮者などに家賃相当のお金を給付する事業）を必須事業として実施するほか、「就労準備支援事

業」や「家計改善支援事業」などの事業が実施できるようになっています。

この制度では「生活困窮者の自立と尊厳の確保」とともに「生活困窮者の支援を通じた地域づくり」を目指す目標として掲げており、自治体においては、生活困窮者の早期発見のための地域ネットワークを構築し、包括的支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げる（不足する場合には開発・創造する）ことによって、生活困窮者が「一方的に支えられる」のではなく「相互に支え合う」地域をつくっていくことが求められています。

県は、こうした市町村の取り組みが円滑に行われるよう支援します。

（施策展開の方向）

- 施策を進めていくうえでの課題について、県、市町村、自立相談支援機関などが認識を共有し、解決に向けた取り組みを行う場として「生活困窮者自立支援連絡会議」を開催します。
- 支援の必要な方を早期から把握し支援することができるように、県、市町村、自立相談支援機関が連携し、制度の周知を行うとともに、市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、隣保館などによる相談事業と連携を図っていきます。
- 多様な研修の実施や相談事例の共有を通じ、市町村の相談に対応する力を高めます。また、従事者の負担が軽減されるようなフォローの仕組みを構築します。
- 生活困窮者が、就労・社会活動への参加を通じて、地域社会とのつながりや自尊感情を回復していけるよう、市町村とともに支援を行います。
- 生活困窮者が、保証人がいない場合でも賃貸住宅への入居が容易になるよう、県内の社会福祉協議会が行う「入居債務保証支援事業」への支援を行います。

1－（2）－③ 子どもの貧困対策の推進

平成28（2016）年国民生活基礎調査によると、全国の子どもの貧困率は13.9%で、子どもの約7人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであり、国や地方公共団体をはじめ、社会全体で取り組まなければならない課題です。

県では、平成27（2015）年に、子どもの貧困に気づき、支え、未来につなぐためのセーフティネットを広げていくことを目指した「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、子どもや保護者などに対して、市町村と連携しながら教育、福祉、雇用などの各施策を実施することにより、子どもの貧困対策を推進しています。

（施策展開の方向）

- 子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者などへの適切な保護や支

援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。

- 子どもに対しては、現在の不安や困難を取り除くとともに、将来に向かって能力や意欲を伸ばし、希望を持って進路を選択できるような支援を行います。
- 保護者などに対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者などが、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。
- 県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。

1－（２）－④ 高齢者・障がい者・児童への虐待防止の取り組み

全国的に高齢者、障がい者および児童に対する虐待の被害件数は増加傾向にあり、死亡事案などの深刻なケースも発生しています。社会的・身体的に弱い立場にある人を虐待から守るための取り組みの強化が必要です。

また、生活困窮、介護負担、育児の悩みなどが背景となり養護者や保護者が虐待に至る場合もあるため、世帯全体の状況に着目し、関係機関が連携して地域生活課題の解決を図っていくことも必要となります。

（施策展開の方向）

- 市町村が行う、高齢者や養護者からの相談に対する指導、助言に関し、情報提供などの必要な援助を行います。
- 児童虐待への迅速、的確な対応を図るため、児童相談所に弁護士、保健師、警察 OB を配置し、専門性向上と対応力強化に取り組みます。
- 障がい福祉サービス事業所などの組織管理や研修体制の課題が背景となり従事者などが虐待に至る場合もあることから、関係機関が連携して事業所などに対して研修や指導・助言を行います。

1－（２）－⑤ 住宅確保要配慮者への支援

低額所得者・高齢者・子育て世帯などについては、家賃滞納・居室内の事故や孤独死・騒音などに対する不安により、民間賃貸住宅の賃貸人から入居を断られることがあります。このような住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の支援を行います。

（施策展開の方向）

- 住宅に困窮した世帯に対して公平かつ的確に公営住宅の供給を図ります。
- 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、円滑な入居を支援します。
- 福祉部局と住宅部局が連携して、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた支援体制の充実を進めるとともに、市町村、市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、自立相談支援機

関などによる相談事業と連携を図っていきます。

1- (2) -⑥ 刑を終えて出所した人などへの支援

島根県の刑法犯認知件数は、ピークであった平成15（2003）年の3分の1以下まで減少しており、平成30（2018）年は2,631件となっています。

一方、刑法犯による検挙人員に占める再犯者の比率（「再犯者率」）は上昇傾向にあるため（平成29（2017）年の再犯率は全国48.7%、島根県48.9%）、国では、平成28（2016）年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止などに関する施策を総合的に推進するための基本的事項を示し、さらに平成29（2017）年には、再犯の防止などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」を策定しています。

国の再犯防止推進計画では犯罪をした者などが、貧困や疾病、障がい、など様々な要因により、社会の中で生きづらさを抱えていることを指摘しており、これまでの国の刑事司法関係機関による取り組みのみならず、国・地方公共団体、民間団体が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

（施策展開の方向）

- 犯罪をした者などの再犯防止に向けた取り組みを進め、支援ニーズの把握や必要な支援を行うため、刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワーク構築などを行うことにより、対象者への継続的な支援実施体制の充実強化を図ります。
- 地域生活定着支援センターの取り組みを通じ、高齢や障がいなどにより福祉的支援を必要とし、かつ、帰住予定地が確保できない矯正施設退所予定者および退所者の社会復帰や地域生活への定着を支援します。
- 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、国が実施する「社会を明るくする運動」に参画するとともに、再犯防止に関する取り組みの広報・啓発活動を推進します。
- 再犯防止推進法に定められた地方再犯防止推進計画を策定し、再犯防止施策の計画的な実施に取り組めます。

1－(3) サービス総合化の推進

(視点)

福祉サービスの提供に当たっては、高齢者、障がい者、子育て家庭や要保護児童など、支援を必要としている人々の状況を的確に把握して、一人ひとりのニーズに適切に対応できる体制づくりが必要です。

抱えている地域生活課題が複合化・複雑化しているケースや公的な福祉サービスの制度の狭間にあつて対応の難しいケースは、介護・障がい・子育てなどの分野ごとのサービスを充実させるだけでなく、各分野の相談支援機関が連携して、どのような支援が必要かを見極め、包括的に支援ができるよう、必要なサービスを総合的かつ継続的に提供していくことが求められています。

そのためには、福祉、保健、医療が連携して適切な公的サービスを提供することはもとより、事業者をはじめ、地域住民やボランティアなど様々な主体によるサービスの提供を組み合わせることが必要です。

1－(3)－① 福祉・保健・医療の連携および地域の多様なサービスの活用

これまで、公的な福祉サービスの提供に際しては、福祉・保健・医療各分野の連携促進を図ってきたところですが、引き続き連携強化に努めていく必要があります。

専門職による多職種連携だけでなく、地域における様々な主体と協働していくことが包括的な支援体制の構築につながります。

(施策展開の方向)

- 高齢者や障がい者のケアマネジメントに従事する者の技術の向上を図るとともに、多様なサービスを適切に活用できるよう情報提供や関係機関との連携強化に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会構成員、民生委員・児童委員など、児童や保護者などへの相談・支援にあたる者に対する研修や情報提供を通じ、地域の相談・支援体制の強化を図ります。
- 県の各機関も相互に連携し、サービス総合化の視点で諸施策の推進を図ります。

1－(3)－② 地域包括ケアシステムの構築

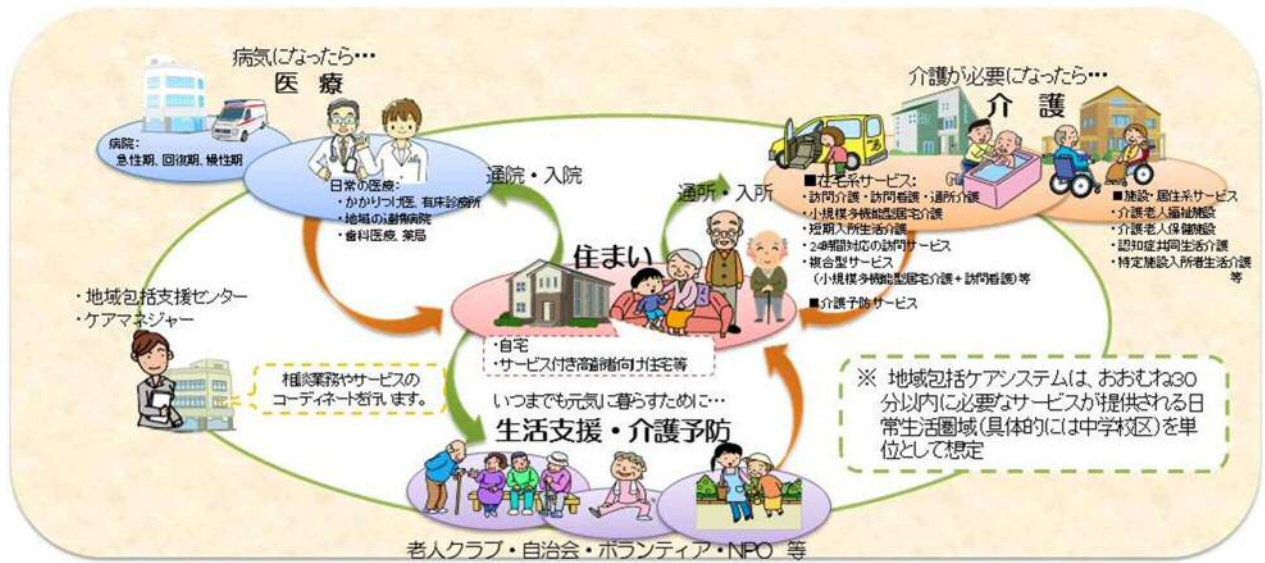
高齢者が重度な要介護状態になった場合でも、住みなれた地域において、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などが、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を市町村、関係機関および団体などと連携して進めています。

市町村においては、介護保険制度における地域支援事業を活用し、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組みを進めています。

(施策展開の方向)

- それぞれの地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を構築できるよう、第7期島根県介護保険事業支援計画に基づき、関係市町村などと連携しながら取り組みを進めます。
- 介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりを推進します。
- 健康づくりと介護予防の連携を強化するとともに、健康長寿しまね推進会議の構成団体との連携により、地域における一体的な取り組みを進めます。
- 高齢者が地域活動の担い手として社会参加をし、地域を豊かにする活動を促進していくため、老人クラブなどの団体の活動を支援し、高齢者による支え合い活動の一層の活性化を図ります。
- 権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民や生活支援コーディネーターをはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築します。生活支援体制の整備に向けて生活支援コーディネーター養成研修を行います。
- 虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関のネットワーク構築の取り組みを支援します。
- 情報共有や高齢者の見守りなどを行う「地域見守りネットワーク」の構築を促進します。
- 質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していきます。
- 慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進します。高齢者本人の意思を尊重し、切れ目のない在宅医療・介護にかかる様々な支援を、包括的かつ継続的に提供できる体制が構築できるよう関係機関と連携して検討や調整を行います。
- 高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進します。
- 認知症サポーターの養成などを通じて、地域で認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進します。
- 高齢者の移動手段の確保に関して、交通担当部局と連携して市町村に対して必要な情報提供などを行います。

図2 地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

1- (3) -③ 共生型施設・共生型サービスへの支援

共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者、子どもたちが交流をする事例や利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用することができる共生型サービスなど分野横断的な取り組み事例が増えつつあります。

高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創る地域共生社会の実現に向けて、このような取り組み事例を県内に広める必要があります。

(施策展開の方向)

- 共生型施設および共生型サービスの先駆的事例の把握・広報を行い、共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開を支援します。
- 市町村・事業者に対して共生型サービスの取り組み実施への助言を行います。

1－(3)－④ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進

支援を要する人に適切なサービスを提供するためには、地域の中で一人ひとりのニーズに的確に対応したサービスが充足されている必要があります。そのためには、社会福祉法人だけでなく、営利法人、NPO、ボランティア、地域住民など様々な主体のサービス提供への参入が望まれます。

各地域において、行政、サービス提供事業者および地域生活課題の解決に向けた活動を展開する個人や団体が、相互に連携・協働することにより、一層、利用者本位のサービス提供を実現することが可能となります。

また、本県においては、「県民いきいき活動促進基本方針」を策定し、県民・企業・NPO・行政などが、自主性および主体性を尊重し相互理解の下に一体となって、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るための施策の基本的な考え方と体系を示しています。

行政とNPOなど多様な主体が様々な分野で共通認識をもち、それぞれの有する資源を生かして相互に協力することにより、地域生活課題の解決やより良い公的サービスの提供につながり、福祉サービスの総合的な提供が行えるよう、幅広い協働を推し進めて行く必要があります。

(施策展開の方向)

- NPOの活動促進に向けた支援を行うとともに、NPOの活動を広く情報発信し、地域住民の社会貢献活動への参加を促進します。
- 「県民いきいき活動促進基本方針」に基づき、協働のための環境を整備し広げていくための取り組みや、行政の体制整備や人材育成、市町村との連携・協力により、福祉分野での行政とNPOなどの協働の促進を図ります。

1- (4) サービス利用者の権利・利益の保護

(視点)

多くの福祉サービスが、措置から契約へ移行したことに伴い、サービスの利用者と提供者が対等な関係で契約を締結することとなりましたが、人によっては、サービス利用に際して何らかの支援を要する場合や、財産管理の能力が十分でない場合があります。

サービス利用者が事業者と真に対等の立場に立ち、安心してサービスを受けるためには、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

1- (4) -① 日常生活自立支援事業の推進

平成12(2000)年の社会福祉法の改正により、判断能力が不十分で、日常生活を営むうえで支障のある人が福祉サービスを利用する際に、必要な手続や費用の支払に関する事務を支援する制度として「福祉サービス利用援助事業」が導入されました。現在、本県においては、島根県社会福祉協議会が、県内の各市町村社会福祉協議会に「日常生活自立支援事業」として当該事業を委託実施しています。事業開始以降利用者が増加しており、本事業の趣旨は着実に浸透してきていますが、今後さらに利用者のニーズに的確に対応できるよう、実施体制の強化に努めるとともに、成年後見制度への移行を促すなどの取り組みも必要です。

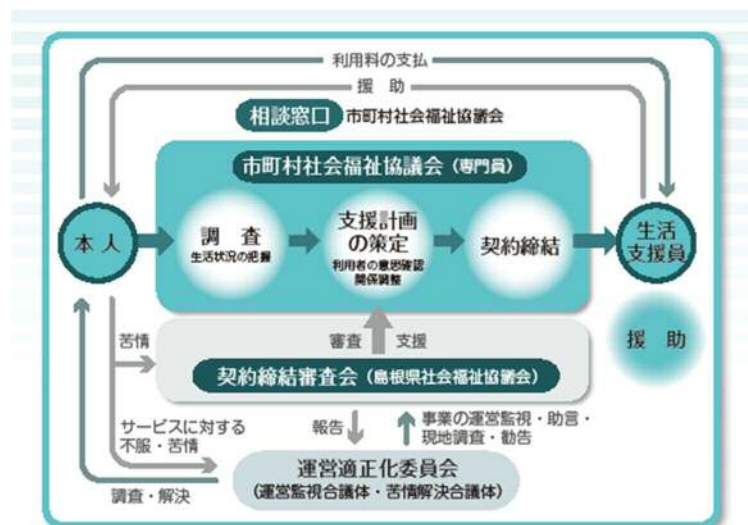
(施策展開の方向)

- 島根県社会福祉協議会における日常生活自立支援事業への取り組みを引き続き支援していきます。

支援に当たっては、以下の事項の充実が図られるよう努めます。

- ・ 関係者や利用対象者への広報や啓発
- ・ 事業担当者への研修の充実
- ・ 必要に応じて成年後見制度につなぐための仕組みづくり

図3 日常生活自立支援事業イメージ図



資料：島根県社会福祉協議会HP

1－(4)－② 成年後見制度の活用

平成12(2000)年の民法改正により導入された「成年後見制度」では、「自己決定の尊重」と「本人の保護」との二つの理念の調和が図られています。判断能力が不十分な人が、福祉サービスや財産管理に関する契約などの法律行為を行うに当たっては、この制度を活用することが望まれます。認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、制度の利用の必要性が高まっていくと考えられますが、利用者数は近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者などの数と比較して著しく少ないのが現状です。

このようなことなどから平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29(2017)年には「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定されました。

法律では、成年後見制度が、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある方を支える重要な手段でありながら十分に利用されていないことから、国および自治体が責任を持って、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することを目的としています。ノーマライゼーション、自己決定権の尊重および身上保護の重視を基本理念として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備の推進が求められています。

基本計画における市町村の役割として、地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置と、これらを段階的・計画的に進めるため成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画の策定に努めるものとされています。都道府県の役割としては、広域的な見地から、市町村が実施する体制整備の取り組みを支援するとともに、市町村間や家庭裁判所および関係団体との連携などにおける広域的な調整を行うことが求められています。

権利擁護体制の充実を図るため、成年後見制度のさらなる普及啓発とともに、弁護士などの専門職後見人以外の市民後見人の育成や、法人後見人の体制整備により、当事者への総合的な支援体制の構築が求められています。

(施策展開の方向)

- 成年後見制度の取り組みをより進めるため、市町村の取り組み状況を把握し、必要に応じた助言や調整を行うとともに、専門職団体、島根県社会福祉協議会、市町村、市町村社会福祉協議会などと連携を図り、すべての市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置が行われるよう支援します。また単独設置が困難な市町村については、広域設置に向けた助言などを行います。
- 市町村の設置する中核機関が持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保について国へ働きかけます。
- 成年後見制度の普及啓発に一層努めます。
- 市町村長申立てに係る低所得高齢者の成年後見制度の申立費用の補助などを行う「成年後見制度

利用支援事業」について、市町村や相談支援事業所に対して活用を働きかけます。

- 弁護士などの専門職後見人以外に、日常生活面から高齢者を支援する市民後見人を育成・支援することを目的とする市町村における「権利擁護人材育成事業」の取り組みを支援します。
- 日常生活自立支援事業との連携のもと、「法人後見人」を活用した当事者が利用しやすい支援体制の充実に努めます。

1－(5) サービスの質の向上への取り組み

(視点)

事業者が自らのサービスの水準を点検し、その改善を行っていくうえで、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選択するための情報として、サービス評価の実施と評価結果の利用者への開示を進めていくことはきわめて重要な取り組みです。また、事業者が提供するサービスに対する利用者の苦情などに適切に対応していくことも質の高いサービスを提供していく上で重要です。

一方、このような自主的な取り組みとあわせて、実地指導や指導監査による事業の適切な運営への指導、助言なども、サービスの質の確保を図り、事業の適正な運営を確保する観点から、引き続き充実させていく必要があります。

1－(5)－① サービス自己評価の実施

社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取り組みを引き続き進めていく必要があります。

また、県の条例などにより自己評価が義務とされている事業があることから、事業者はその義務の履行を果たすことが必要です。

(施策展開の方向)

- 適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供など必要な指導、助言を行います。

1－(5)－② 苦情解決体制の整備

利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決への取り組みは重要な課題となっています。

このため、社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者および苦情受付担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。

また、利用者と事業者の間では解決困難な事案の処理や、利用者からの申し出に基づいてあっせんなどを行う「島根県運営適正化委員会」が島根県社会福祉協議会に設置されています。さらに、介護保険サービスについては、島根県国民健康保険団体連合会が第三者機関として苦情解決に当たることとされています。また、介護サービス事業所などにおいても、苦情解決の窓口を置き、迅速かつ適切に対応することとなっています。

今後も、サービス利用者の増加や利用者の権利意識の定着によって苦情解決へのニーズは、ますます高まっていくことが予想されます。

(施策展開の方向)

- 利用者および事業者に対する広報・啓発を行い、苦情申出がしやすい環境を醸成します。
- 研修会や指導監査を通じて事業者の理解の促進や積極的な取り組みへの指導を行います。
- 苦情解決が円滑に図られるよう島根県社会福祉協議会や島根県国民健康保険団体連合会との連携に努めます。

1－(5)－③ 福祉サービス第三者評価の推進

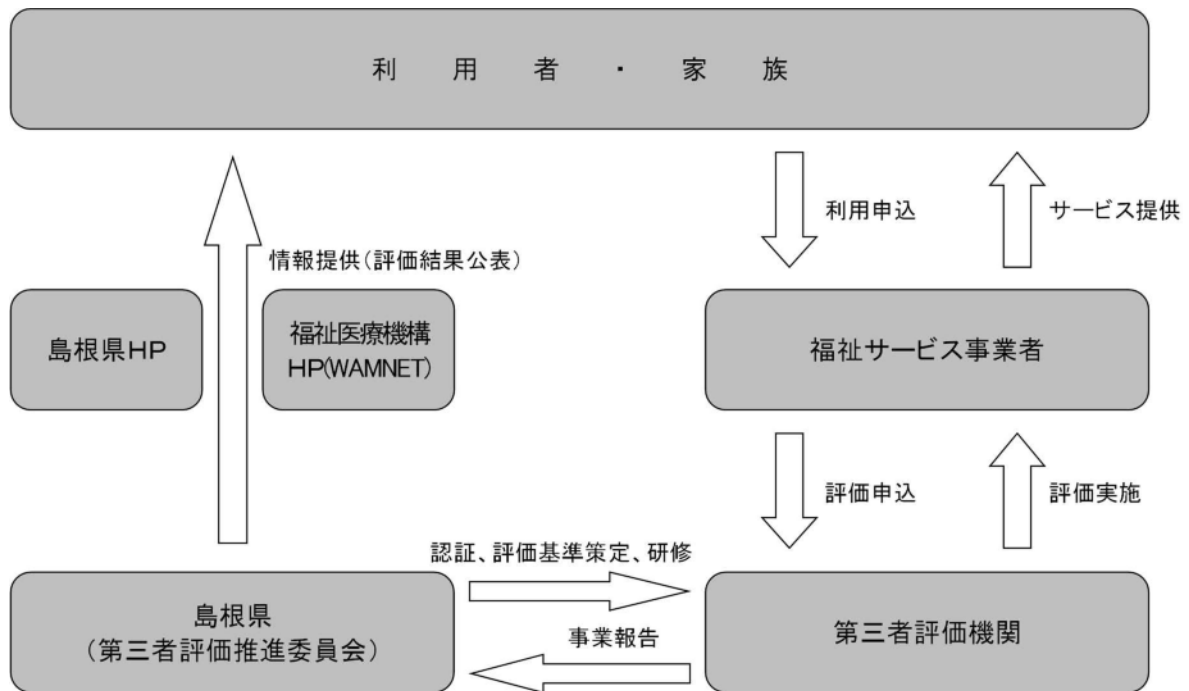
福祉サービスに対する評価の客観性や信頼性を高めるうえでは、事業者が行う自己評価とともに、一定の基準を満たした公正・中立な第三者評価機関による評価が有効と考えられます。このため、本県においては、福祉サービス第三者評価制度を平成17（2005）年から導入していますが、まず、平成24（2012）年度から児童養護施設など社会的養護関係施設において3年に1回の受審が義務化されました。平成30（2018）年度から介護・障がい分野では、サービス提供の開始に当たって、あらかじめ利用申込者またはその家族に対して第三者評価の実施の有無を重要事項として説明することとされ、また県は、第三者評価受審促進に向けた目標を設定し公表することとされております。

今後、設定した目標の達成を図るとともに、利用者などが福祉サービスの選択に資する情報を適切に得られるよう福祉サービス第三者評価を推進していきます。

(施策展開の方向)

- 第三者評価機関の育成および認証や、評価調査者の養成・継続・更新研修を行います。
- 福祉サービスの質の向上のための評価結果の適切な情報公開と、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択できるよう分かりやすい情報提供を推進します。
- 関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて第三者評価制度の普及を図るとともに、効果的な方法により事業者の第三者評価導入に向けた取り組みを促進します。

図4 福祉サービス第三者評価事業イメージ図



1 - (5) -④ 経営指導・指導監査の充実

サービス提供事業者が、適切な事業運営や人事、労務、会計などの管理を行い、安定的な経営基盤を確立することは、サービスの質を確保するうえで重要な課題です。このため、島根県社会福祉協議会においては、経営指導事業として、経営全般に関する指導・相談・援助を行っています。

また、県が行う指導・監査も、法令などに基づいた適切な事業運営やサービス提供を確保するうえで重要な役割を担っています。

社会福祉法人以外にも多様な経営主体が福祉サービスに参入する中で、実地指導や指導・監査を通じて適切な事業運営やサービス提供を促していくことは、ますます重要となっています。

社会福祉法人については、改正社会福祉法により経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保などの制度改革が行われ、その趣旨に則り指導監査に適切に反映させていきます。

さらに、防災対策などの課題についても適切に対応できるよう指導していく必要があります。

(施策展開の方向)

- サービス提供事業者が適切な事業運営・人事管理・組織運営が行えるよう、島根県社会福祉協議会における経営指導事業を引き続き支援します。
- 指導・監査機関相互の連携を図り、感染症や自然災害、原子力災害への対応など、指導監査を一層充実させていきます。

基本施策 2 福祉を担う人づくり

2-（1）福祉の心の醸成

（視点）

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことが重要です。

そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたり、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報、啓発を行っていく必要があります。

本県には温かな地域社会や人間関係の中で育まれた真面目で勤勉な県民性があります。こうした「島根の強み」を活かしながら、福祉教育や人材育成などに取り組む視点が重要です。

2-（1）-① 児童・生徒に対する福祉教育の推進

人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの多様性を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育んでいくことはきわめて重要な取り組みです。

福祉教育は、社会の中で支え合い、ともに生きるための力を育むものであり、全人格的な発達の基礎となる教育であることから、学校におけるすべての教育活動を通じて取り組むとともに、地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

その実施に当たっては、教育委員会、学校など、社会福祉協議会をはじめとする地域の関係者が十分に連携を図り、地域の人材や資源を積極的に活用しながら、「総合的な学習の時間」などにおいて取り組むとともに、休業日などにおける地域の中での学習機会を活用し、地域において人との関わりなどを通して豊かな人間性を育み、さらには、福祉についての理解を深めながら、連帯意識や自らの役割や責任を果たそうとする意識を高めるための取り組みを強化していく必要があります。

（施策展開の方向）

- すべての学校などにおいて福祉教育が行われるよう取り組んでいきます。特に、教育委員会、学校、社会福祉協議会との密接な連携を図り、地域の人材や資源を有効に活用した福祉教育充実への取り組みを一層進めていきます。

2-（1）-② 地域における福祉教育・啓発の推進

地域においては、互いに支え合う心や活動などを育む環境づくりを進めるため、家庭、行政、学校、福祉施設、社会福祉協議会などが一体となった地域連帯の輪を広げていくことが大切です。

そのうえで、生涯学習の観点から、住民一人ひとりのライフステージに応じた福祉の心を醸成するための取り組みとして、福祉講座、座談会などの開催、さらには体験活動の機会の提供などを通じて、知的な理解や関心を深めると同時に、体験活動を通じた福祉の心の深化に努めていく必要があります。

とりわけ、今後は身近な地域における福祉教育の充実が重要であり、市町村（地区）社会福祉協議会などと連携し、公民館を拠点とした地域生活課題に即した取り組みの充実が求められています。

また、このような学習を通じて、ボランティアなどの実践活動に展開させていく取り組みを進めていくことが重要です。

さらに、福祉の心の醸成に当たっては、多様な情報提供や啓発活動も重要であり、今後とも、様々な機会を捉えて広報などを進めていく必要があります。

（施策展開の方向）

- 公民館と市町村（地区）社会福祉協議会の連携を促し、地域の実態に応じた公民館における学習プログラムの充実を図ります。
- 県・市町村社会福祉協議会と連携し、地域の福祉教育指導者の養成やスキルアップ研修を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。
- 地域はそれ自体が福祉教育にとって最良の教材であり、地域の中での多様な交流の促進や地域生活課題への取り組みを通じて、地域住民の福祉の心が一層深まるよう努めます。
- 認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。
- 障がいの特性や必要な配慮などを理解し、障がいのある人を支援するあいサポーターを養成します。
- しまね県民福祉大会、その他福祉に関する各種のイベントや情報提供を通じて、地域住民の福祉への理解を深めていきます。

2- (2) 福祉を担う専門的人材の養成・確保

(視点)

福祉サービスは、人を相手とし、人の手によって行われるサービスであることから、サービスの質を確保し、適切なサービスを行うためには、高度な専門性や幅の広い知識、実践力、さらには高い人権意識を備えた人材を養成するとともに、このような福祉人材の安定的な確保を図っていく必要があります。

そのためには、県内におけるあらゆる関係機関・団体などとの密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験を有する者の再就業の支援を行い、さらには福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会を充実させる必要があります。

2- (2) -① 福祉人材の養成と就業促進

本県では、拡大する福祉ニーズに応えられるよう、関係機関・事業者などが連携を図りながら、ホームヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員、保育士など、多様な職種の養成・就業促進に努めてきました。

しかしながら、福祉職場への定着率は高いとは言えず、また、少子高齢化や核家族化などに加えて、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年には、認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者が増加し、今後さらに福祉ニーズは増大していくと想定されることから、引き続き人材養成、福祉職場への就業促進に取り組むとともに、資格取得の支援や雇用条件の改善など福祉職場への定着率を高める方策を講じる必要があります。また、保育士についても、今後の保育サービスの増大に伴い、保育士の不足などが懸念されることから、新たな人材の確保や有資格者の就業促進を図る必要があります。

本県では、福祉人材の確保を図るため、島根県社会福祉協議会を指定して、島根県福祉人材センターを運営しています。島根県福祉人材センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、求人求職開拓、合同就職面接会などを行う福祉・介護人材マッチング支援事業、UIターンフェアへの参加、福祉人材に関する情報提供や各種研修会、講習会などを行っています。今後とも島根県福祉人材センターの機能強化に努め、福祉人材の養成と就業促進を図る必要があります。

また、福祉人材の確保に当たっては、教育現場での働きかけが重要です。学校での副読本やガイドブックによる福祉教育や福祉職場での体験学習、県内外の養成校学生に向けた介護の就業体験などにより、生徒、保護者、教員が福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、地元の福祉職場への就業に繋げていく必要があります。

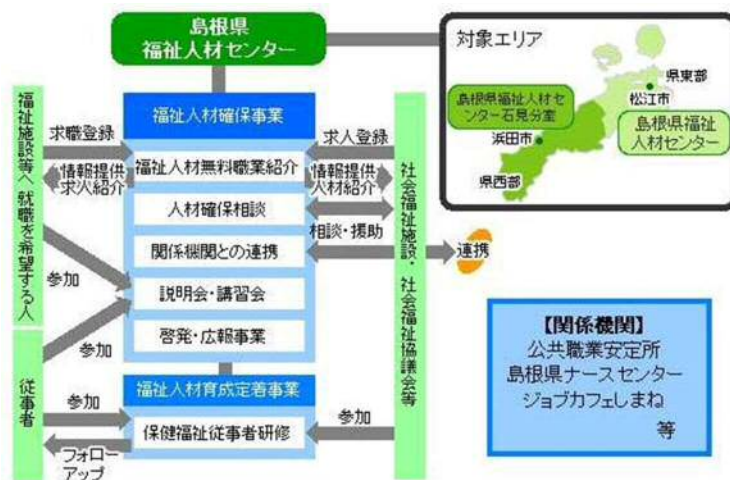
(施策展開の方向)

- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう福祉・介護人材の養成機関や関係

団体などと密接に連携を図り、人材養成を進めていきます。

- 島根県福祉人材センターにおける事業の一層の充実を図ります。とりわけ、以下の事項への取り組みを強化します。
 - ・ ハローワークやナースセンターなど関係機関との連携強化による一層効果的な就業支援の実施
 - ・ 大学生・専門学校生および転職者など、福祉分野への就労希望者に対する各種講習会や面接会などの開催による多様な人材の確保
 - ・ 資格を持ちながら勤務していない、いわゆる「潜在介護福祉士」、「潜在保育士」、「潜在看護師」の職場復帰、就労につながる研修などの実施
 - ・ 介護福祉士等修学資金貸付制度、保育士修学資金貸付制度、島根県社会福祉法人経営者協議会・島根県老人福祉施設協議会が行う介護福祉士養成修学資金貸与事業や市町村独自の貸与制度など、福祉分野への進学・就職を促す情報の提供
- 県内の関係機関・団体で構成する「島根県福祉・介護人材確保推進会議」の中で、福祉・介護人材の確保・定着に向けた事業の検討を進め、効果的な人材確保対策を推進します。
- 介護人材のすそ野を拡げ、介護未経験者の参入を促進するため、中高年齢者や未就労者など多様な人材に対するアプローチを進めます。
- 働きやすく、働きがいのある福祉・介護職場づくりを目指して、職場環境の整備を支援するとともに、介護についての理解やイメージを高める取り組みを進めます。
- 今後、県内の介護現場において外国人介護人材が円滑に就労・定着ができるよう支援していきます。
- 中高生の介護体験などを通じ、市町村が行う中学校での介護に関する学習を支援していきます。
- 小中高生向けに福祉・介護の仕事の内容や魅力を紹介する副読本やガイドブックの作成・配布、福祉職場での体験学習や介護職場のイメージアップ事業など、福祉や介護の分野に対する若い世代の理解や関心を高める取り組みを強化します。
- 県外に向けての幅広い情報発信や広報啓発に努め、U I ターンによる就業を促進します。
- 県外の保育士養成施設に在籍する学生の県内就職の促進を目的に、県内の保育所で実習・就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。

図5 島根県福祉人材センターの取り組み



資料：島根県社会福祉協議会HP

2-（2）-② 研修機会の提供による資質向上

福祉に関するニーズが多様化する中で、利用者にとって、より満足度の高いサービスを提供するためには、すべての福祉サービス事業従事者がその職種に応じた専門的知識・技術を高める必要があります。

島根県福祉人材センターでは、資格取得のための支援研修をはじめ、新任職員から管理職員までの福祉職員キャリアパス対応生涯研修、経営支援研修、テーマ・課題別研修、資格支援研修を行い、福祉サービス従事者の資質の向上に努めています。また、職場研修サポート事業により、県内養成校・職能団体などの協力のもと、小規模事業所などへ講師派遣を行っています。

（施策展開の方向）

- 島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実を図ることとし、特に、以下の事項への取り組みを強化します。
 - ・ 介護保険法の改正や障害者総合支援法の施行により、人事管理やサービス管理も含めた経営管理が大きな課題となっていることを踏まえ、福祉サービス事業経営者を対象とした研修への支援
 - ・ 研修内容への助言や外部講師の確保など、各事業所が行う職場研修を充実させるための支援
- 福祉に関する各研修機関・団体との連絡調整を緊密に行い、県内において体系的な研修実施が可能となるよう努めていきます。

2- (3) ボランティア、NPOの育成と活動支援

(視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政の果たす役割に加え、ともに支え合い、助け合うという観点から、地域住民の自発的な取り組みが重要になっています。

とりわけ、地域福祉の担い手として、ボランティアやNPOの役割は今後ますます大きくなることが予想されますが、活動に対する社会的認知度はまだ高いとは言えないため、一層積極的な支援を行うとともに、理解を深めるための広報・啓発に努める必要があります。

2- (3) -① ボランティア活動の促進

ボランティア活動への関心を持ち、市町村社会福祉協議会に登録されている方は、平成30(2018)年3月末現在、735団体16,216人となっており、地域福祉の担い手として多種多様な分野にわたって活動を行っています。

こうしたボランティアの活動を育成・支援するため、本県では平成21(2009)年ボランティアの募集情報の発信や、県民がボランティア登録を手軽に行うことができる「県民活動応援サイト(島根いきいき広場)」を開設しています。また、島根県ボランティア活動振興センター(島根県社会福祉協議会設置)や市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会設置)では、ボランティア活動の推進や機運の醸成に向けた取り組みを行っています。

このうち、島根県ボランティア活動振興センターでは、県域におけるセンターとして、広域的課題や開拓的・先駆的課題に対する取り組みとそのプログラム開発、およびボランティアコーディネーターの研修など人材育成を行うとともに、市町村ボランティアセンターや関係団体と連携しながら、各種事業の実施を通じて、地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような環境づくりを進めています。

一方、市町村ボランティアセンターでは、ボランティアの養成講座の開催、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネート、各種の情報提供などを通じて、ボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な支援を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる環境づくりを進めています。

引き続き、地域の中で個別に活動を行っているボランティア団体などが情報交換を行うなど、横のネットワークを組んで活動を行える仕組みづくりが課題となっています。

近年、サラリーマンなどの勤労者が、社会貢献または余暇活動としてボランティア活動に関心を持つ場面や、退職したいいわゆる『団塊の世代』が新たに地域の一員に加わる場面も増えています。ボランティアやNPOなどが、勤労者の持つ専門的な知識を必要とする場面も多く、勤労者のボランティア活動

や民間非営利活動への参加が大きく期待されています。

また、高齢者や障がい者などをボランティアの受け手としてのみ捉えるのではなく、自らもボランティアとして活動が行えるよう支援する観点も重要となっています。

さらに、近年頻発する自然災害の被災地支援において大きな力となっている、災害ボランティア活動に県民ボランティアが参加しやすくするための環境整備も、重要性が増してきています。

(施策展開の方向)

○ 島根県ボランティア活動振興センターおよび市町村ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、引き続き支援していきます。支援に当たっては、以下の事項について充実が図られるよう努めます。

- ・ ボランティア希望者と地域のボランティアニーズを結びつけるボランティアコーディネーターの拡充と専門性を高める取り組み
- ・ ボランティア団体やNPOを含む市民活動団体相互のネットワーク形成や協働のための交流の場の提供
- ・ ボランティア活動に対する企業・労働組合の理解を深めるとともに、勤労者のボランティア活動への支援や体制づくりを進め、勤労者のボランティア活動参加を促進する取り組み
- ・ 企業向けフォーラムの開催や表彰制度の実施を通じた企業の社会貢献活動の促進
- ・ (公財) ふるさと島根定住財団
(しまね県民活動支援センター)
との連携を強化し、ポータルサイトの充実などボランティア活動や民間非営利活動の情報提供など効果的な支援の実施
- ・ 島根県ボランティア活動振興センターを運営する島根県社会福祉協議会を通じた災害ボランティア(被災者の支援を目的とした善意の活動を無償で行う個人・団体)の活動環境整備の支援(災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座の開催及び災害ボランティア基金や災害ボランティアバンクの広報周知など)

図6 県民活動応援サイト島根いきいき広場ホームページ



アドレス <https://www.shimane-ikiiki.jp/>

- 市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会など関係機関と連携し、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう活動環境の整備を行います。

■ 2- (3) -② NPOに対する活動支援

ボランティア基盤の上に立ち、より組織化され、継続的な活動を行いうるNPOへの期待が高まっています。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく認証団体は、平成31（2019）年3月末現在で287団体になっていますが、近年団体数は微増となっています。

また、NPOは今後の公共サービスの新たな担い手として注目されていますが、多くのNPOについては、資金調達、人材育成、情報開示などが大きな課題となっています。NPOが自主的で主体的な活動を展開し、地域生活課題の解決に貢献できるよう活動基盤の整備を支援していく必要があります。

本県においては、（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）でのNPOの研修、相談をはじめNPO活動に対する総合的な支援を行っています。今後、さらに活動しやすい環境づくりを進めるため、市町村との連携や県の部局を超えた支援体制を築いていく必要があります。

（施策展開の方向）

- （公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）におけるNPO支援機能を一層充実させていきます。特に、資金、人材、情報をはじめとするNPOの活動基盤の強化を支援します。
- NPOと行政との協働や活動しやすい環境づくりを進めるため、市町村とも連携し、県全体でNPOを支援していきます。

基本施策 3

福祉のまちづくり

～ともに支え合って皆がいいききと暮らせるまちづくり

3－（１） 地域住民の参加・協働による地域福祉の推進

（視点）

誰もが、住みなれた地域で、生きがいを持ち、充実した生活を送りたいという願いを持っています。そして、このような願いに応えるためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域を創っていかうとする自主的・主体的な活動が重要です。また、すべての地域住民が、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されていなければなりません。

これまで、各地域において、地域住民が主体となって、ともに支え合うネットワークを構築し、支援を要する人を支えるとともに、福祉活動を通じてより良い地域づくりを行う取り組みが進められてきました。一方、住民だけでは対応が困難な課題やニーズに対しては、社会福祉法人、企業、NPOなど多様な主体による社会貢献活動が大きな役割を果たしています。

今後とも、各地域において住民の総意のもと、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向けて参加・協働していく必要があります。

3－（１）－① 地域住民主体の福祉活動の推進

地域においては、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア、NPOなど様々な団体が、多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声掛けや助け合いが行われています。本県においては、社会福祉協議会の主導のもと、関係団体や地域住民が集まって、地域の福祉に関する課題や資源を把握し、福祉のまちづくりを推進するための民間の福祉活動の総合計画である「市町村地域福祉活動計画」の策定や推進が積極的に進められています。

一方、市町村においては、社会福祉法に基づき地域福祉を推進するため「地域福祉計画」を策定することが求められています。

こうした行政計画としての「地域福祉計画」と民間の福祉活動計画としての「地域福祉活動計画」は適切な連携を持ちながら策定・推進される必要があります。

（施策展開の方向）

- 人口減少・少子高齢化が進行する本県において、地域コミュニティの空洞化を防止するためには、地域におけるきめ細かな福祉活動の推進を図っていくことが重要であることから、「地域福祉計画」の策定および推進が円滑に行われるよう、市町村への支援に努めていきます。

3- (1) -② 自治会区福祉活動の推進

これまで、島根県社会福祉協議会および市町村社会福祉協議会では地区（小学校区・公民館区）を単位に、サロン活動、学習活動などを中心とした「小地域福祉活動」を行ってきました。

地域生活課題は複雑化・多様化してきており、解決に向けて自治会区などの日常生活圏域での支え合い・見守り活動が重要となっています。

市町村社会福祉協議会を中心に地域生活課題の解決を目指す協議の場づくりなどの推進に向けた取り組みを、島根県社会福祉協議会を通して支援しています。

今後も、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア、NPOなど、地域の多様な担い手が連携・協働しながら活動していくことが重要です。

（施策展開の方向）

- 社会福祉協議会を中心に進めている自治会区福祉活動が、県内の多くの地域で取り込まれるよう、行政、関係団体などの連携体制の強化、支援を行います。
- 地域の福祉活動をコーディネートする「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」の実践力の向上に努めます。
- 優れた自治会区福祉活動を行っている団体の活動を表彰し、その取り組みを紹介します。

3- (1) -③ ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

誰もが、住みなれた地域で、いきいきと暮らすためには、国籍、年齢や障がいの有無、程度にかかわらず、すべての地域住民が主体的に地域と関わり、それぞれの状況に応じて地域社会の一員として活動できる環境が整備されている必要があります。

とりわけ、高齢者・障がい者などを支援の「受け手」としてのみではなく、その持てる能力、知識や経験を活かして、「支え手」としても捉え、社会参加を促すなど、地域住民すべてが「互いに支え合う」という観点に立った取り組みが重要になります。

また、地域の結びつきが希薄化していく中で、支援を要する人々が決して孤立することなく、地域の中で見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけることが必要です。何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に取り込み、支援していくためには、地域のネットワークを有効に機能させていくことが重要です。さらに、身近な地域において交流や支援を行う機能や活動拠点の充実も課題となっています。

すべての地域住民が差異や多様性を互いに認め合い、ともに支え合い、ともに生きる地域社会づくりを行うことにより、一人ひとりの自己実現が可能となるとともに、ノーマライゼーションの理念が具現化できるものと考えられます。

(施策展開の方向)

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、自治会区のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークとして機能するよう引き続き支援し、その活用を図ります。
- 高齢者や障がい者などが、年齢や障がいなどにかかわらず、文化、スポーツ、ボランティアなどの地域活動や生涯学習など多様な活動に参加し、地域の人々と交流できるよう、これらの人々の社会参加を促進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを支援していきます。
- 市町村社会福祉協議会などが中心となって実施している高齢者や子育て家庭などを対象とした交流活動を支援していきます。支援に当たっては、世代間交流をはじめ地域内の多様な交流が促進されるよう努めます。
- 地域全体で子どもを育てる場、地域のつながりの場として子ども食堂は貴重な取り組みです。
島根県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、青少年育成島根県民会議、NPOなどと協働し、創設や継続のための相談受付、運営スタッフのスキルアップ、情報交換、ネットワークづくりを目的とした研修会の開催などを行っています。今後も、島根県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携を図りながら、地域や民間団体の主体的な動きを尊重しつつ、活動しやすい環境づくりの支援を進めていきます。
- 公民館が、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。
- 隣保館については、福祉と人権のまちづくりの拠点として、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善・向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資するという役割を果たしていることから、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。また、隣保館職員の相談対応能力の向上などのスキルアップを図るとともに、関係機関とのネットワーク構築を支援していきます。

3- (1) -④ 赤い羽根共同募金運動

赤い羽根共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄附」を通じて、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、各種の福祉基金や助成により、住民の寄附先は多様化しており、福祉活動団体は活動を安定的に行うために基金などの財源を活用することが求められています。

(施策展開の方向)

- 赤い羽根共同募金運動の推進を支援します。
- 助成金や福祉基金などに関する情報の提供に努めます。

3- (1) -⑤ 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

地域における福祉サービスの重要な担い手である社会福祉法人については、社会福祉法の改正により、法人の規模にかかわらず、地域における公益的な取り組みの実施に努めることが責務として規定されました。特に、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを提供するなど、これまでの制度では満たされなかった社会的要請に応え、地域のネットワークに積極的に参画し、新たなニーズを踏まえた取り組みを進めていく必要があります。

(施策展開の方向)

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえ、他の事業主体では対応できない様々な公益的活動に積極的に取り組むことができるよう支援していきます。

また、小規模な社会福祉法人など単独で公益的活動を実施することが困難な場合は、複数の法人などが参画するネットワークの構築などの環境整備を図り、協働した取り組みが行えるよう支援していきます。

3- (1) -⑥ 県民いきいき活動の推進

福祉、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全など多様な分野において、地域生活課題の解決に向けた県民、NPOなどによる自主的・自発的な活動が活発に展開され、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するうえで大きな役割を果たしています。

本県においては、平成17(2005)年、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・NPOなどによる地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、NPOなどとの協働を推進しています。

こうした『県民いきいき活動』や協働が広がり深まることによって、地域が活性化し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くことを目指しています。

(施策展開の方向)

- 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、『県民いきいき活動』の促進と協働の推進を図るための施策の基本的な考え方と体系を示した「県民いきいき活動促進基本方針」を策定しています。その基本方針に従い、県民・企業・NPOなど多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』や『協働』の一層の促進を図ります。

- 『県民いきいき活動』を様々な広報媒体やセミナーの開催などによって広く県民に周知し、活動の意義などについての理解の促進を図ります。
- 県民が『県民いきいき活動』へ積極的に参加できるよう、県民・企業・NPOなどと連携して、活動機会の拡大に向け取り組みます。
- これまで取り組みを進めてきた『県民いきいき活動』の一層の促進を図るため、NPOなどが自主的で主体的な活動を展開し、地域生活課題の解決に貢献できるよう、支援を行います。また、活動成果の向上のため、中間支援組織機能を有する（公財）ふるさと島根定住財団（県民活動支援センター）と連携を行います。
- NPOなどとの協働を推進するため、県の総合相談窓口の充実や各職場に配置した協働推進員のコーディネート機能の強化を図ります。

3-(1)-⑦ 「小さな拠点づくり」の推進

県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

このため、公民館エリアを基本単位として住民の合意形成を図り、買い物や交通など住民生活に必要な機能の確保に取り組む「小さな拠点づくり」が進んできており、市町村とも連携し、この動きを更に進め、課題解決に向けた実践活動を充実させていく必要があります。

公民館エリアを人口規模別にみると、2,000人程度の人口がある場合、日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されていますが、人口規模が小さくなるにつれて、その確保は難しい状況となっています。

そのため、今後は、人口規模が小さく生活機能の確保が困難な場合には、エリア外の機能・サービスの利用も視野に入れた、複数エリアの連携による取り組みを進めていく必要があります。

(施策展開の方向)

- 地域住民が知恵を出し合い、計画をつくって、できることから少しずつ取り組んでいけるようサポートします。
- 買い物、燃料、交通、医療、介護、金融、防災など、生活に欠かせない機能やサービスが維持・確保されるよう、地域の活動を支援します。
- 「小さな拠点づくり」が中山間地域の日常生活の維持のための有効な手段となるという具体的なモデルをつくり、広く県民と共有します。

3- (2) 関連分野との連携

(視点)

地域福祉の推進に当たっては、福祉、保健、医療の一体的な運営はもとより、生活関連分野との連携を図ることが重要です。このことによって、はじめて地域住民の地域生活課題を包括的に解決することが可能となります。また、関連分野の施策を推進するうえでも、地域福祉と一体的に取り組むことにより、一層の効果が期待できる場面も多いと思われます。

3- (2) -① 関連分野との連携

本計画の推進に当たっては、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取り組みを進めていきます。

(施策展開の方向)

○ バリアフリーの推進

本県においては、平成10(1998)年に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も、誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくりの推進を進めています。

今後とも、地域住民、事業者などへの普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など「物のバリアフリー」はもとより、「心のバリアフリー」にも一体となって取り組み、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進していきます。

○ 健康長寿しまねの推進

健康長寿の延伸を目標とした健康づくり県民運動を、全県および各圏域において「健康長寿しまね推進会議」を母体として推進しています。

「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」「生涯を通じた健康づくり」「疾病の早期発見、合併症予防、重症化予防」「多様な実施主体による連携のとれた運動の推進」を柱に多様な取り組みを展開していきます。

○ 地域における子育て支援・児童の健全育成

少子化対策や児童の健全育成の推進に当たっては、行政、企業、NPOなど、地域社会全体で子育てを支援し、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを行うことが重要です。子育て家庭の負担感や不安感の軽減に向け、子育てを地域全体で応援する機運の醸成や子育て家庭への支援サービスの充実など必要な環境づくりに努めていきます。

○ 地域における住民生活の包括的な支援

障がいや公共交通機関の状況などのために移動に支障がある住民の「移動手段」の確保や、高齢者、障がい者の働く場の確保など、地域における住民生活の包括的な支援に向けて、関係機関と連

携を図りながら取り組みを進めていきます。また、障がい者については、地域生活への移行・定着を進めるため、居住に関する支援を行うとともに、一般就労に向けた取り組みや障害者就労支援事業所における工賃向上を推進します。

3- (3) 地域福祉を推進する体制の充実

(視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉の担い手である地域住民をはじめ、事業者、ボランティアやNPOなどを支援し、これら主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものが必要であり、その充実強化が不可欠の課題です。

また、災害時において特に配慮を要する高齢者、障がい者などに対しては、平時から災害時に備えた支援体制を整備しておくことが重要です。

3- (3) —① 民生委員・児童委員活動の充実強化

民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図り、人権に配慮しながら、課題解決に向けて取り組むことが期待されています。

生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援、子育て家庭への支援、児童虐待の早期発見やひとり暮らし高齢者の見守りなど地域実態に即した具体的でタイムリーな取り組みが求められています。

地域住民が抱える地域生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中で、民生委員・児童委員が住民に適切な助言を行い、効果的なサービス利用につなげていくためには、研修を充実させることはもとより、主任児童委員の連携・援助機能の強化や関係機関・団体との連携強化を図っていく必要があります。

(施策展開の方向)

- 民生委員・児童委員として、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させるとともに、民生委員・児童委員の活動内容の広報や活動を行ううえでの課題の把握に努め、円滑な活動が行える環境づくりを進めます。

また、主任児童委員についても、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させます。

- 地域住民や自治会などによる要支援者の「見守り」「発見」「つなぎ」などの活動が、民生委員・児童委員や行政の活動に円滑に繋がっていくよう、関係機関・団体とのネットワークを強化していきます。

3- (3) —② 生活支援コーディネーターの養成

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域で高齢者の在宅生活を支えていくためには、介護保険サービスのみならず、市町村事業や民間市場、地域の支え合いで行われているサービスの活用も促進し

つつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取り組みを積極的に進める必要があります。

このため、市町村は介護保険制度により「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の開発やボランティア、地縁組織など多様な主体間のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどの多くのコーディネート機能を担うことにより、重層的な生活支援や介護予防の取り組みを推進していくこととされています。

(施策展開の方向)

- 市町村が配置する生活支援コーディネーター養成研修、情報交換会を実施します。

3- (3) -③ 島根県社会福祉協議会への支援

島根県社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられており、島根県福祉人材センターおよび島根県ボランティア活動振興センターの運営、生活福祉資金の貸与、福祉サービスに関する利用援助や苦情解決、福祉施設経営指導事業など、地域福祉の推進のため全県的に行うことが適当な事業を広範に実施しています。

今後とも、本県の地域福祉推進の中核的団体として市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、より専門性の高い事業を展開することにより、本県の地域福祉を強力に推進することが期待されています。

(施策展開の方向)

- 島根県社会福祉協議会がその本旨に即して運営され、本計画の推進力となるよう体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

3- (3) -④ 市町村社会福祉協議会への支援

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている市町村社会福祉協議会は、地域住民をはじめ社会福祉に関する事業・活動を行う者のほか、幅広い地域の機関・団体で構成され、市町村と連携・協働しながら地域福祉を推進する中核的団体としての役割を担っています。

これまで、市町村社会福祉協議会は、福祉総合相談、福祉教育、ボランティアの養成と福祉活動への参加促進、声かけや見守りなど自治会区のネットワーク活動および在宅福祉サービスの提供など住民参加を基本として幅広い活動を展開し、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様な地域生活課題の解決に積極的に取り組んできました。

とりわけ本県においては、市町村社会福祉協議会が中心となって、全国に先駆けて、民間福祉の活動・

行動計画としての「地域福祉活動計画」の策定およびその推進が図られています。さらに、住民参加による高齢者や障がい者への支援、あるいは子育て支援などの分野で、サロン活動などの先駆的事業も活発に展開されています。

今後は、より身近な地域での福祉活動の充実が求められることから、地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談支援機能の充実をはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのコーディネーターとしての役割が一層期待されています。

(施策展開の方向)

- 身近な相談支援機能を充実させ、地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう島根県社会福祉協議会を通じて支援します。

3- (3) -⑤ 要配慮者支援体制の強化

本県では、これまで、災害時において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難支援に向けて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」などを活用し、県内市町村の避難支援の取り組みを進めてきました。

しかしながら、東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者が被災したことから、国では災害対策基本法を改正し、市町村に対し災害時に避難支援が必要な方をとりまとめた「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付け、その名簿を平時から民生委員や消防団などの避難支援を行うこととなる方へ提供し、避難支援が必要な方の情報共有ができるようにしました。

これを受け、県内市町村では、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、避難支援の「個別計画」の策定の取り組みがなされています。

また、民生委員・児童委員も、災害時に支援を必要とする人に必要な支援が円滑に届くように、平常時の見守りや訪問、近隣住民が相互に協力し合う体制づくりへの協力などの活動を行っています。

平時から、行政と民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織など関係機関が連携し、地域の避難行動要支援者情報を共有しておくこと、災害時に要配慮者の避難先となり得る「福祉避難所」を指定しておくことなど、具体的な避難支援の実効性を向上させていくことが重要です。

また、大規模な災害や広域的な支援の必要が生じた場合には、県内社会福祉関係団体が連携して災害福祉広域支援活動を行うことが求められます。

(施策展開の方向)

- 災害時に備え、市町村における「福祉避難所」の指定、避難行動要支援者の具体的な避難方法などについての「個別計画」の策定などの取り組みを支援していきます。
- 避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう市町村を支援していきます。

- 大規模な災害などが発生した際に、避難所などに福祉専門職を派遣する「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の体制整備を進めます。